

## 《Labor Communication 2016・12》

コンビニの立ち寄ろうと入り口に近づくと、備え付けの電気ポットからカップ麺にお湯を注いでいる若者がいました。彼はお湯を注ぎ終わるとカップ麺を手を持って、なんと自転車にまたがりました。レジ袋をハンドルにぶら下げ、片手で自転車を操り、もう片方の手には熱々のカップ麺を持って走り去って行きました。たぶん自宅まで3分少々なのでしょうが、転倒や急ブレーキなどで熱いお湯が自分に若しくは第三者にかかって火傷するという事は考えていないのでしょうか。労災事故は、「不安全な状態」と「不安全な行動」が重なったときに最も発生します。常にリスクは身の回りに存在すると思っただけで行動したいものです。（小野山英男）

### 日本年金機構 マイナンバー開始

#### ★11月13日より、日本年金機構もマイナンバー！

日本年金機構は、情報の漏洩という問題のために「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の附則（第三条の二）においてマイナンバーを取り扱うことができませんでしたが、政令第三四七号により11月13日以降マイナンバーを利用して事務ができることになりました。これにより年金事務所は、本格的に書式等の整備をすすめていきます。実際に事務手続き上でマイナンバーを記載し、運用していくのは来年になります。いつから書式が変わるといった明確な予定は現時点では発表されていません。マイナンバーにより変更は以下のとおりです。

- ①社会保険の得喪関係等でマイナンバーの記載を求められる。届け出の用紙が変更
- ②年金の請求手続きによる請求用紙が変わる マイナンバー記載欄追加

これまで、年金請求をした場合、住民基本台帳とむすびつけられてきました。それがマイナンバーにかわることで、個人の「税」に関する情報とも結びついていきます。今年の年末調整事務でマイナンバーが市区町村、税務署へ提出されます。税の情報社会保険にどのような影響がでるかについて、当事務所も注意し、情報をつかみ次第、発信していきます。法人番号は、登記を元に作成されたもの。法人登記をしながら、社会保険の加入をしていなかった事業所への加入推進はすさまじく、現在、「厚生年金適用促進課」という専門の課が執り行っています。



### 年金納付期間 10年に短縮

#### ★平成29年8月1日施行！9月分から受給開始！

11月16日に改正年金機能強化法が成立し、国民年金の受給資格を得るために必要な保険料の納付期間が25年から10年に短縮されました。これに伴い来年の9月から納付期間10年以上の人も年金を受給できるようになります。受け取れる年金額は加入期間が10年で月約1万6千円、20年で約3万2千円です。この10年短縮は、老齢年金にのみ適用されますので、障害年金や遺族年金は従来どおりです。また、この改正によって、振替加算にも影響してきます。そのため、自分のみならず配偶者のことも考慮に入れる必要があります。厚労省から来年3月以降、対象者に「支給請求書」が送付される予定になっています。高齢の両親でこれまで年金をもらっていなかったと耳にされた方は、加入期間を再度調べてみてはいかがでしょうか。該当される場合は郵送物に注意するよう声をかけてください。

あすは社労士事務所

〒530-0047 大阪市北区西天満 2-6-8 堂島ビルディング814  
電話.06-6948-5252 FAX.06-6948-5253

社会保険労務士 佐々木 香里  
社会保険労務士 小野山 英男  
特定社会保険労務士 小野山 真由美